

全建事発第 115 号  
平成 27 年 2 月 6 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近 藤 晴 貞  
〔公 印 省 略〕

公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る  
取組の強化について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公共建築工事の円滑な施工確保については、国土交通省より、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」にて通知しているところですが、今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」が策定されたことを踏まえ、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「営繕積算方式」の全国への普及・促進について、発注関連業務を行う団体あてに通知しているところです。

つきましては、これらについてのご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴会会員企業に対してのご周知を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【担当】 事業部 平澤 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
--



国土入企第33号  
平成27年1月30日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る  
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け国営計第103号、国土入企第25号）にて通知しているところです。また、被災3県においては平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、公共建築工事を確実に円滑に実施するための取組として、「営繕積算方式」の普及・促進がとりまとめられたところです。

さらに、今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日）が、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより決定されました。

これらを踏まえ、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「営繕積算方式」の全国への普及・促進について、別添1のとおり、平成27年1月30日付けで「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る「営繕積算方式」の普及・促進について」により、大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あてに通知されるとともに、これを受けて、別添2、3のとおり、各都道府県及び政令指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

(別添1)

国 営 計 第 9 5 号  
国 営 整 第 2 2 3 号  
平成27年 1月30日

別紙 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部

計 画 課 長

整 備 課 長

公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る  
『営繕積算方式』の普及・促進について(通知)

『営繕積算方式』については、平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、被災3県の公共建築工事を確実に円滑に実施するための取組がまとめられ、国土交通省では実務的により分かりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを作成し、被災3県において説明会を開催し、普及・促進を図ってきたところである。

今般、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日)」が、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において申合わせにより決定された。

これを踏まえ、公共建築工事の円滑な施工を確保する観点から、『営繕積算方式』について、被災3県に限らず全国への普及・促進を図ることとし、別添のとおり『営繕積算方式』活用マニュアル【普及版】をとりまとめた。

については、官庁営繕工事において適切に活用を図るとともに、地方公共団体等に対して各種会議等を通じて情報提供を行い、普及・促進を図られたい。

(問い合わせ先)

国土交通省大臣官房官庁営繕部

計 画 課	営繕積算高度化対策官	峯村 高志
整 備 課	課長補佐	橋本 一洋

(別添 1)  
〔「営繕積算方式」の普及・促進〕

大臣官房官庁営繕部 計画課長

大臣官房官庁営繕部 整備課長

北海道開発局 営繕部長

東北地方整備局 営繕部長

関東地方整備局 営繕部長

北陸地方整備局 営繕部長

中部地方整備局 営繕部長

近畿地方整備局 営繕部長

中国地方整備局 営繕部長

四国地方整備局 営繕部長

九州地方整備局 営繕部長

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長

(別添2)

国土入企第32号  
平成27年1月30日

各都道府県 主管担当部局長 殿  
(契約担当課扱い)

各政令指定都市 主管担当部局長 殿  
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る  
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行第12号、国営計第102号、国土入企第24号）にて通知しているところです。また、被災3県においては平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、公共建築工事を確実に円滑に実施するための取組として、「営繕積算方式」の普及・促進がとりまとめられたところです。

さらに、今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日）が、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより決定されました。

これらを踏まえ、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「営繕積算方式」の全国への普及・促進について、別添1のとおり、平成27年1月30日付けで「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る「営繕積算方式」の普及・促進について」により、大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたので、貴職におかれましては、別添1を参考に適切な運用を図られるようお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いいたします。

(別添3)

国土入企第34号  
平成27年1月30日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る  
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け国営計第104号、国土入企第26号）にて通知しているところです。また、被災3県においては平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、公共建築工事を確実かつ円滑に実施するための取組として、「営繕積算方式」の普及・促進がとりまとめられたところです。

さらに、今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日）が、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより決定されました。

これらを踏まえ、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「営繕積算方式」の全国への普及・促進について、別添1のとおり、平成27年1月30日付けで「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る「営繕積算方式」の普及・促進について」により、大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あてに通知されるとともに、これを受けて、別添2、3のとおり、各都道府県及び政令指定都市、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。